

浜松市こどもの権利条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 こどもの権利の保障（第4条—第8条）

第3章 こどもの権利を保障するための責務（第9条—第13条）

第4章 こどもの権利の侵害に関する相談及び救済（第14条—第20条）

第5章 こども施策の推進（第21条—第23条）

第6章 こどもの権利の周知啓発（第24条・第25条）

第7章 雑則（第26条）

附則

全てのこどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等によらず、自分らしく幸せに生きていく権利を持った、かけがえのない存在です。また、全てのこどもは、ただ守られる存在ではなく、権利の主体として自ら考え、意見を表明し、社会に参画する権利を持っています。

これらの権利が保障されることにより、こどもは、自分の意見や思いが受け止められ、尊重される経験を通して、自己肯定感や自尊感情が育まれます。そして、自分自身を大切にするとともに、自分以外の人を思いやる気持ちや、主体的に社会の形成に参画する力を自然と身に付けていきます。

そのために、おとなは、こどもの権利を正しく理解し、こどもの成長や発達に応じて、こどもの最善の利益を優先して考慮し、こどもの育ちを支えることが重要です。

このような考えの下、市は、おとな、保護者、学校等関係者及び事業者と協力及び連携をし、こどもの心身の状況や置かれている環境にかかわらず、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの権利の保障に関する基本的な事項を定め、こどもの最善の利益を優先して考慮し、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に居住し、通学し、通勤する等、市内において生活し、又は活動する18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) おとな 市内に居住し、通学し、通勤する等、市内において生活し、又は活動する者（こどもを除く。）をいう。
- (3) 保護者 こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する者をいう。

(4) 学校等関係者 次に掲げる施設又は団体（以下「学校等」という。）の関係者をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

ウ ア及びイに掲げるもののほか、こどもが育ち、遊び、学び、又は活動するために利用する施設又は団体

(5) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体又は個人をいう。

（基本理念）

第3条 こどもの権利の保障は、次に掲げる基本理念にのっとり、行うものとする。

(1) こどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等により、こどもを取り巻くあらゆる差別その他の不利益を受けないこと。

(2) こどもは、成長及び発達に応じて、多様な社会的活動に参画する機会及び意見を表明する機会を提供され、その意見が尊重されること。

(3) こどもは、かけがえのない存在として、命が大切に守られ、自身の能力を十分に伸ばし、自分らしく健やかに成長できるよう支援されること。

(4) こどもは権利の主体であり、こどもに関する全てのことは、こどもの成長及び発達に応じて、その最善の利益が優先して考慮されること。

第2章 こどもの権利の保障

（安心して生きる権利）

第4条 こどもは、安心して生きる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 命が守られ、安心して生活できること。

(2) 安全で健やかに成長できる環境において生活できること。

(3) 病気等の治療及び健康の回復のため、必要な医療を受けることができること。

（心豊かに健やかに育つ権利）

第5条 こどもは、自分らしく心豊かに健やかに育つ権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 多様な学びの機会が確保され、誰もが学ぶことができること。

(2) 家庭又は家庭と同様の環境で育つことができること。

(3) 十分な休息及び余暇をとることができること。

(4) 成長及び発達に応じて遊べることを楽しむことができること。

(5) 友達及び仲間と交流し、過ごすことができること。

(6) 芸術及びスポーツに親しむ等、文化的な生活を送ることができること。

（自分を守り、守られる権利）

第6条 こどもは、自分を守り、守られる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られること。

(2) プライバシーが守られ、名誉が侵害されないこと。

(3) 多様性を認め合い、あらゆる差別を受けないこと。

(4) こどもにとって有害な情報から守られること。

(5) 困ったときに気軽に相談でき、支援を受けることができること。

(社会に参画する権利)

第7条 こどもは、社会に参画する権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 自分の意見を自由に表明できること。

(2) 表明した意見が成長及び発達程度に応じて尊重されること。

(3) 意見表明に必要な情報、支援及び助言を得て、自己決定することができること。

(4) 自分に関わる事柄について参画する機会が提供されること。

(その他の権利)

第8条 第4条から前条までに定める権利のほか、全てのこどもが健やかで幸せに成長するために必要な権利が保障されなければならない。

第3章 こどもの権利を保障するための責務

(市の責務)

第9条 市は、教育、福祉、保健その他こどもに関するあらゆる施策（以下「こども施策」という。）を通じてこどもの権利の保障に必要な環境整備及び支援を行うものとする。

2 市は、家庭の状況にかかわらず等しくこどもの権利を保障し、保護者が安心して子育てできるように、こども及び保護者に対し支援を行うものとする。

3 市は、妊娠、出産及びその後の子育てにおける各段階及び状況において、切れ目のない支援を行うものとする。

4 市は、前3項の環境整備及び支援を行うに当たっては、おとな、保護者、学校等関係者及び事業者の理解と協力が得られるよう努めるものとする。

5 市は、おとな、保護者、学校等関係者及び事業者が相互に連携し、それぞれの責務を果たすことができるよう支援するものとする。

(おとなの責務)

第10条 おとなは、こどもが健やかに安心して生活できるよう、こどもの権利について関心と理解を深め、その保障に努めるものとする。

2 おとなは、こどもの成長及び発達程度に応じて、こどもの意見に耳を傾け、これを尊重するよう努めるものとする。

3 おとなは、こどもが地域の行事及び活動に参加する機会を設け、地域住民とふれあい、豊かな心が育まれる支えとなるよう努めるものとする。

4 おとなは、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第11条 保護者は、こどもの養育及び発達に主たる責任があることを認識し、愛情をもって養育し、こどもが心身ともに健やかに育つことができるよう努めるものとする。

2 保護者は、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益をこどもとともに考えることで、こどもが自分自身を大切にする気持ちを育むことができるよう努めるものとする。

3 保護者は、こどもが自分らしく幸せな状態で成長できる家庭環境づくりに努めるものとする。

4 保護者は、必要に応じて市その他関係機関に支援を求め、こどもの成長及び発達程度に応じた養育に努めるものとする。

5 保護者は、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、こども一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開いていくことができるよう、その育ちを支えることに努めるものとする。

2 学校等関係者は、こどもの健やかな成長及び発達にとって重要な責務を果たすことを認識し、こどもの権利の保障に努めるものとする。

3 学校等関係者は、こどもが虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

4 学校等関係者は、こどもの健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるよう、等しく様々な経験を得られる機会及び教育を受けられる機会の提供に努めるものとする。

5 学校等関係者は、こどもの意見を聴き、学校等の運営及び活動に反映するよう努めるものとする。

6 学校等関係者は、こどもの養育及び教育について、保護者及び地域社会と積極的に連携し、支援を行うよう努めるものとする。

7 学校等関係者は、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、第11条に規定する保護者の責務を十分に認識し、仕事と子育ての両立ができる環境づくりや職場内における相互理解の促進に努めるものとする。

2 事業者は、こどもが社会の一員として社会と関わりをもって育つことの大切さを理解し、こどもの社会参加の促進に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

第4章 こどもの権利の侵害に関する相談及び救済

(相談の申出及び救済の申立て)

第14条 権利の侵害を受けた、若しくは受けているこども又はそのこどもに関わる人は、市長に対し、こどもの権利の侵害に関する相談の申出又は救済の申立てをすることができる。

2 市長は、前項の相談の申出があったときは、相談に応じ、権利の回復のための助言、支援及び関係者間の調整を行わなければならない。

3 市長は、第1項の救済の申立てがあったときは、次条に規定する委員会に諮問しなければならない。

(委員会の設置)

第15条 市は、権利の侵害を受けた、又は受けているこどもの救済及びその権利の回復を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市こどもの権利救済委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第16条 委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、こどもの権利の侵害について調査審議すること。ただし、調査審議を行うことが適当でない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、こどもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案があるときは、市長の同意を得て、当該事案について調査審議を行うこと。

(3) 前2号の規定により調査審議した結果、必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、権利侵害が行われないようにするための必要な措置を講じるよう勧告すること。

(4) 第1号又は第2号の規定により調査審議した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、市の機関以外の関係者が権利侵害を行わないようにするために必要な要請をするよう勧告すること。

(委員)

第17条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、こどもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、公正中立の立場で活動できる者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(臨時委員)

第18条 前条の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有し、かつ、公正中立の立場で活動できる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

4 臨時委員の職務上知ることのできた秘密については、前条第4項の規定を準用する。

(委員長)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(調査協力等)

第20条 委員会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その職務を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

3 市長その他の市の機関は、第16条第3号又は第4号の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

4 第16条第4号の要請を受けた者は、これを尊重するよう努めなければならない。

第5章 こども施策の推進

(計画の策定等)

第21条 市長は、こども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、こどもをはじめとする市民の意見を広く聴くとともに、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(こどもの意見表明と反映)

第22条 市及び学校等関係者（以下この条において「市等」という。）は、こども施策、取組等について、こどもが意見を表明する機会及び場を設ける等、必要な環境整備に努めるものとする。

2 市等は、こどもが自ら意見を形成し表明できるよう、必要な情報をこどもに分かりやすく提供し、又は発信することに努めるものとする。

3 市等は、自らの意思を表明することに困難を有するこどもに対し、成長及び発達の程度、成育環境等に配慮するとともに、必要に応じてこどもの意見を代弁する等の手段を確保するよう努めるものとする。

4 市等は、こどもの最善の利益が図られるよう、こどもの意見を尊重し、こども施策、取組等へ反映させるよう努めるものとする。

5 市等は、前項の意見の反映状況をこどもに説明するよう努めるものとする。

(庁内体制)

第23条 市長は、こども施策の推進について、庁内の総合調整を行い、これを実効性のあるものとするための庁内体制を確立するものとする。

第6章 こどもの権利の周知啓発

(周知啓発)

第24条 市は、こどもの権利について関心と理解を深めるため、こどもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その啓発を行うものとする。

(こどもの権利月間)

第25条 市は、こどもの権利について市民の関心と理解を深めるため、浜松市こどもの権利月間（以下「こどもの権利月間」という。）を設ける。

2 こどもの権利月間は、児童の権利に関する条約が国際連合総会において採択された日である11月20日を含む11月とする。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行する。

2 浜松市子ども育成条例（平成22年浜松市条例第30号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際、現にこども基本法第10条第2項の規定により策定し、同条第3項の規定により公表されている計画は、第21条第1項の規定により策定し、同条第3項の規定により公表された計画とみなす。